

令和6年門真市教育委員会第9回定例会

開催日時 令和6年9月30日（月）午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第6号 臨時代理による事務処理の承認について（令和6年門真市議会議案第62号「門真市立図書館条例の一部改正について」に関する意見聴取について） |
| 日程第4 | 承認第7号 臨時代理による事務処理の承認について（動産（小学校用指導書）の取得（追認）の申出について） |
| 日程第5 | 承認第8号 臨時代理による事務処理の承認について（動産（小学校用指導書）の取得（追認）の申出について） |
| 日程第6 | 議案第28号 動産（中学校用指導書）の取得の申出について（追認） |
| 日程第7 | 議案第29号 令和7年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について |
| 日程第8 | 議案第30号 令和6年度門真市教育功労者の表彰について |
| 日程第9 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充

教育部総括参事	井手 邦宏
教育部教育総務課長	高岡 華織
教育部学校教育課長	高山 拓也
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岡田 和樹

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 満永 誠一 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 承認第 6 号 臨時代理による事務処理の承認について（令和 6 年
門真市議会議案第 62 号「門真市立図書館条例の一部
改正について」に関する意見聴取について）
説明者 高岡教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。

本件につきましては、「門真市立図書館条例」の一部改正を門真市議会が議決するにあたり、（市長に権限を移管する根拠条例である）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条 2 項の規定に基づき、門真市議会議長から意見聴取があったため、同意する旨を回答するものです。

議案書 4 ページからをご覧ください。

令和 7 年 3 月 1 日から門真市立図書館について、本館及び分館 1 館の体制を見直すことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務につき、所要の改正を行っております。

なお、附則といたしまして、施行日を令和 7 年 3 月 1 日としております。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4 ・ 5

承認第 7 号 臨時代理による事務処理の承認について（動産（小学校用指導書）の取得（追認）の申出について）

承認第 8 号 臨時代理による事務処理の承認について（動産（小学校用指導書）の取得（追認）の申出について）

説明者 高岡教育総務課長

八木下教育長より承認第 7 号及び承認第 8 号は関連する内容であるため、一括議題とすることを各委員に諮り、全員異議なく了承された。

議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れについては、議会の議決に付すべきところ、議決を得ずに令和 2 年及び令和 6 年にそれぞれ契約し、動産を取得していたことが判明したため、追認の議案を提出し議決を得たものであります。

承認第 7 号については、令和 2 年 4 月 1 日に「株式会社かたの書房門真支店」と契約し取得した小学校用指導書、承認第 8 号については、令和 6 年 4 月 1 日に「株式会社かたの書房門真支店」と契約し、取得した小学校用指導書に係るものであります。

[全委員異議なく、承認]

日程第 6

議案第28号 動産（中学校用指導書）の取得の申出について（追認）

説明者 高岡教育総務課長

議案書10ページをご覧ください。

本件につきましては、「門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第1条第3号の規定により、1件1,500万円以上の動産の取得については、教育委員会会議の議決に付すべきところ、議決をいただくことなく契約し、令和3年に動産を取得していたことが判明したため、追認の議案を提出させていただくものです。内容としましては、令和3年4月2日に「株式会社かたの書房門真支店」と契約し、取得した中学校用指導書に係るものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第 7

議案第29号 令和7年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書11ページをご覧ください。

まず、本テストの趣旨・目的は、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする」とあり、その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。」と示されております。調査の対象は、小学校5年生と6年生の全児童となっており、実施内容は、小学校5年生は、国語・算数・理科及び教科横断的な問題、児童アンケート、小学校6年生は、教科横断的な問題、児童アンケートでございます。児童アンケートについて一人一台端末を活用し、オンラインによる回答方式となります。実施日は、令和7年4月16日（水）～4月24日（木）までの任意の日です。実施内容等につきましては、今年度との大

きな変更点はございません。教育委員会事務局といたしましては、門真市の子ども達一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図る手立ての一つにすべく、実施要領にもとづく大阪府新学力テストに参加したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 8

議案第30号 令和6年度門真市教育功労者の表彰について
説明者 高岡教育総務課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、表彰日まで被表彰者以外には秘匿にする必要があるので、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後2時11分から午後2時18分まで

日程第 9

諸報告

番号1 いじめ重大事態に係る損害賠償請求訴訟について
説明者 高山学校教育課長

令和4年に本市の中学3年生の男子生徒が自死した件について、ご両親が8月5日に、SNS上のいじめや学校の不適切な対応等が、自死の原因だとして、加害生徒11人と市に対して損害賠償を求め、大阪地裁に提訴したとのマスコミ報道がありました。

その後、9月18日に、本市に訴状が届きましたので、現在、内容を精査しているところであり、今後、応訴に向けた対応を検討してまいります。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時20分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 満永 誠一